

世界自然遺産候補地小笠原諸島管理計画〔案〕に関する パブリックコメントの実施結果について

1. 概要

平成 21 年 7 月 17 日から 8 月 16 日までの間、世界自然遺産候補地小笠原諸島管理計画〔案〕に対する国民の皆様からのご意見を募集した結果について、概要を取りまとめたのでご報告します。

2. 管理計画に対する国民からの意見募集の結果

【意見提出数】

・封書等によるもの	3 通
・ファックスによるもの	3 通
・電子メールによるもの	7 通
合 計	13 通

【整理した意見総数】

(項目別)

・目的について	1 件
・小笠原諸島の概要について	5 件
・管理の目標と基本方針について	12 件
・管理の方策について	68 件
・管理の体制について	7 件
・その他	9 件
合 計	102 件

世界自然遺産候補地小笠原諸島管理計画(案)に関するパブリックコメントの実施結果

該当箇所		通し番号	ご意見の概要	件数	対応
項目	頁数				
2. 目的	1	001	主語と述語の関係が不適切であるため、下記への修文を望む。 「管理計画は、遺産地域の保全にかかる各種制度を所管する環境省、林野庁、文化庁及び東京都及び小笠原村(以下「関係行政機関」という。)が、小笠原諸島世界自然遺産科学委員会・地域連絡会議の助言を得つつ、その他の行政機関、小笠原諸島に居住する島民、観光・農業・漁業などの事業者、研究者やNPO、観光等を目的とした来島者などの様々な関係者(以下、「関係者」という。)等と相互に緊密な連携・協力を図り、候補地を含む小笠原諸島全体の自然環境の保全・管理を適正かつ円滑に進めるために、各種制度の運用及び各種事業の推進等に関する基本的な方針を明らかにするものである。」	1	ご意見を踏まえて、一部(P1「2. 目的」)を修文いたします。
3. 小笠原諸島の概要					
3) 総説	3	002	最後の「海洋島としての特異な生態系が破壊されることなく残されている」との記述は、小笠原諸島の自然生態系がおかれている危機的現状の認識が欠けている。	1	ご意見を踏まえて、一部(P3「3) 総説」の最後の段落)を修文いたします。
4) 自然環境	3	003	「乾性矮低木群落」の継続的生態調査を速やかに始める必要がある。	1	ご意見の趣旨は、推薦地の概要というよりも、乾性矮木林のモニタリングの必要性についてのご指摘と受け止めました。モニタリングの具体的内容については、科学委員会等において、今後検討を進めていきます。ご指摘については、検討に際して参考とさせていただきます。
		004	小笠原諸島の概要に、海域の自然環境を記載すべき。	2	ご意見を踏まえて、P4「4) 自然環境」の最後に海域の記述を追加いたします。
5) 社会環境	5	005	「1830年、5名の欧米人と十数名のハワイ諸島民が父島に移住した」の記載中、ハワイ諸島民を「ハワイを主とする太平洋諸島民」とする。	1	ご意見を踏まえて、一部(P5「5) 社会環境 歴史と生活」の3～4行目)を修文いたします。
4. 管理の目標と基本方針					
全般	6	006	生物多様性条約の締約国会議で想定される日本の主張や採択事項に沿った生態系保全、持続利用を盛り込むべき。	1	ご指摘については、今後の管理計画の見直しに際して参考とさせていただきます。
2) 基本方針					
(1) 優れた自然環境の保全	6	007	「普及啓発」だけでなく、住民の中から住んでいる島を守る「人材育成」を行うことを明記する。	1	「普及啓発」の中には「人材育成」の観点も含まれると考えています。
		008	「遺伝子レベルでの固有性を確保しつつ」という文言が抽象的で、基本方針たりえない。自生種の島間の移動を禁止することが、島内でも同種の個体群の独立性を保持するため遺伝子攪乱になるような行為を行わないことか、草本種と木本種で扱いの違いがあるのか、固有種、希少動物種の採餌植物の育成・植栽が既に行われており、抽象的、玉虫色の表現であってはならない。	1	具体的な方策としてP10～19「5. 管理の方策 2) 島毎の生態系保全」全般およびP24「同 4) 各種事業・調査での環境配慮」に記載をしています。
(2) 外来種による影響の回避・軽減	6	009	外来種対策の対象種として「イシロアリ」を追加し、同種を含めた総合的な生態系管理の考え方に基づく対策を実施する。	1	イシロアリについては、地域連絡会議でも対策の要望が出されていますが、地域の生活に関する要素を含んでいることから、外来種対策と切り分けて今後の検討課題とさせていただきます。
		010	現状では、道路の刈払機を別の場所で使用することにより、刈払機に付着したと思われる種子が新たに散布されている。「島内での再拡散防止」を強化する。	1	本項目「新たな外来種の侵入・拡散予防への取組の推進」では、新たな外来種の侵入だけでなく、島内での拡散防止についても対象としており、ご指摘については、科学委員会等において今後検討していきます。
(3) 人の暮らしと自然との調和	7	011	現行の「自然と共生した島の暮らしと産業」の記述は、管理主体の役割の記述が欠落している。立場(島民及び関係者と管理主体との役割の区分)を明確にする必要がある。島民だけの努力では「自然と共生した島の産業の振興を実現する」ことは不可能である。	2	ご意見を踏まえて、一部(P7「(3) 人の暮らしと自然との調和 自然と共生した島の暮らしと産業」1～5行目)を修文いたします。

該当箇所		通し番号	ご意見の概要	件数	対応
項目	頁数				
(4) 順応的な保全・管理の実施	7	012	モニタリングだけでは順応的な対応は実現しない。フィードバックされた情報により、順応的な対応を取るためには、事前の予算確保が必要であり、それが可能なあらゆる予算体系の構築が不可欠である。「適切なモニタリングと情報の活用」の1段落目の最後に下記を追記した修正を望む。 「順応的な保全・管理をすすめるための手続きは事前に公開し、順応的な対応を可能にするための予算体系を構築する。」	1	ご意見の趣旨は、モニタリングの結果を受けて順応的な対応を取るための体制確保についてのご指摘と受け止めました。管理体制についてはP29～30「6. 管理体制」に記載しています。
	7	013	管理計画対象範囲の海岸環境の総合モニタリング調査が必要である。ここで言う「海岸」とは、磯、岩場、潮間帯とその水面下の浅海をも包含する。調査内容は、生物、地形・地質、流入河川、潮流などの自然環境に加えて漂着ごみ類等の人工物も対象とする。	1	ご意見の趣旨は、管理の基本方針というよりも、海岸環境の総合モニタリング調査の必要性についてのご指摘と受け止めました。モニタリングの具体的内容については、科学委員会等において、今後検討を進めていきます。ご指摘については、検討に際して参考とさせていただきます。
	7	014	外来種対策の対象種として「イエシロアリ」を追加し、あわせて適切なモニタリングを実施する。	1	イエシロアリの対応については前掲(通し番号009)の通りです。ご指摘についても、今後の検討に際して参考とさせていただきます。
	7	015	「科学委員会」委員にコケ(地衣類を含む)、高等菌類(きのこ)、海洋生物などの分野の専門家及び気象並びにイエシロアリ研究者を加え、「科学委員会」の機能を補強する。	1	科学委員会の構成について、必要に応じて見直しを行います。
	7	016	「地域連絡会」における合意形成を進めるために、「イエシロアリ」対策の基本的考え方と具体的手法の研究課題を示す。	1	イエシロアリの対応については前掲(通し番号009)の通りです。当面は、住宅地域に隣接している樹木については除外して外来樹伐採計画をたてることで対応しています。
5. 管理の方策					
全般	8	017	環境容量と持続可能な自然利用を軸にした章立ての再編集が必要である。	1	今後の管理計画の見直しに際して参考とさせていただきます。
	8	018	人間による自然利用の状況とそれによる自然の変化に関するモニタリングを含む具体的なアクションプランが欠落している。	1	小笠原における主要な課題である外来種対策を中心に「生態系保全アクションプラン」を作成しています。今後、ご指摘の点については、管理の具体的な方策を地域連絡会議等で検討する際の参考とさせていただきます。
1) 保護制度の適切な運用					
(2) 国立公園		019	世界自然遺産としての価値を示す無人岩[むにんがん]の枕状溶岩がよく保存されている宮之浜西鼻先の離れ島「中通島(なかどおしじま)」は、環境省の「小笠原国立公園の公園区域及び公園計画」変更案では第1種特別地域から第2種特別地域に格下げし規制緩和をしているが、現行通りの第1種特別地域として世界自然遺産地域に含めるべきである。	1	ご指摘の地域は、小笠原国立公園の計画変更で第2種特別地域に変更になりましたが、従来どおり保全は図られます。なお、当地は森林生態系保護地域の保存地区でもあり、公園地区と合わせて引き続き保全は図られるものと考えます。
	8	020	ゾーニングの構想がはっきりしていない。コアゾーン(特別保護地区)を囲み守るバッファゾーンが設定されていない計画案を見直す。	1	国立公園の内容については今回の意見募集の対象外です。
	8	021	世界自然遺産の対象範囲としている「中通島」を特別地域の第1種から第2種へ格下げせず、現行のまま保護する。	1	国立公園の内容については今回の意見募集の対象外です。中通島については、前掲(通し番号019)の通りです。
	8	022	「指定植物」、「指定動物」の指定見直しを速やかに行う。	1	国立公園の内容については今回の意見募集の対象外ですが、公園計画の変更に伴い、ご指摘の点についても見直しをする予定です。
(3) 森林生態系保護地域	8	023	ゾーニングの構想がはっきりしていない。コアゾーンである「保存地区」を囲み守るバッファゾーンとしての「保全利用地区」が設定されていない現行計画を見直す。	1	森林生態系保護地域の内容については、今回の意見募集の対象外です。
(4) 国指定鳥獣保護区	9	024	オガサワラオオコウモリの保護を担保する制度設計が必要である。	1	オガサワラオオコウモリは、天然記念物指定を行い保護措置を行っています。また、国指定鳥獣保護区の見直しを進めています。
(5) 国内希少野生動植物種	9	025	「保護増殖事業計画」を世界自然遺産候補地小笠原諸島管理計画の下位に位置づける。	1	ご意見を踏まえて、P9「(5) 国内希少野生動植物種」の最後に、管理計画と整合を図ることについての記載を追加いたします。
	9	026	「保護増殖事業」にかかる委員会を「科学委員会」下に位置づける。	1	前掲(通し番号025)のとおり対応します。
	9	027	「国内希少野生動植物種」にかかる「生育地の整備、事業を開始する必要がある。」	1	ご指摘の「生育地の整備」については、P9「(5) 国内希少野生動植物種」の8行目に記載されています。

該当箇所		通し番号	ご意見の概要	件数	対応
項目	頁数				
(6)天然記念物	9	028	指定された天然記念物が保護されているか現地でモニタリングを行う制度を創設する。	1	既にモニタリングが実施されている種もありますが、モニタリングの具体的内容については、科学委員会等において、今後検討を進めていきます。ご指摘については、検討に際して参考とさせていただきます。
	9	029	世界自然遺産としての価値を示す無人岩(むにんがん)を含む地質を天然記念物として指定保護する。	1	天然記念物の指定については今回の意見募集の対象外です。
2) 島毎の戦略的な生態系保全					
(1)父島	12	030	「モクマオウやアカギなどの外来植物についても重要地域を中心に駆除を行い」とあるが、世界自然遺産地域外に生育するものも、そこを拠点に拡大しているものは、グリーンアノール対策同様、地域外、特に清瀬、奥村周辺での駆除を行う。	1	外来種対策は、生態系に及ぼす影響の大きさ等から優先順位を検討し、関係機関で役割分担しながら実施してきたところです。ご指摘については、科学委員会等の場において、今後の外来種対策の具体的な進め方を検討しアクションプランを更新する際に、参考とさせていただきます。
	12	031	固有植物の保全に関する記述にムニンツツジ、ムニンノボタンを加える。また、巡視やモニタリングの継続だけでは生育地の保全を図ることができないため、「生育状況・生育環境を随時把握し、必要な生育環境の改善などを行い、個体数の増加及び生育地の保全を図る」と改める。	1	ご意見を踏まえて、一部(P12「(1)父島 対策の方向性 乾性低木林の保全及びムニンヒメツバキ林の再生」の最後の段落)を修正いたします。
	12	032	現行の取組の効果を検証するとともに、グリーンアノールという外来種を最終的にどうするのか、小笠原諸島全体の課題として示す。	2	今後の外来種対策の具体的な進め方については、前掲(通し番号030)の通りです。
	12	033	父島がオガサワラノスリのもっとも重要な生息地の一つであり、その保全の必要性をふまえた記述を、特徴、長期目標、対策の方向性のそれぞれに追加(モニタリングなど)。特に、各種事業を行う際は、オガサワラノスリに対する立地的・时期的な配慮の徹底を図ることを明記。	1	現時点では、特に「外来種による脅威にさらされている」種の保全方針を中心に記載しています。ご指摘については、今後の管理計画の見直しの際に、必要に応じて検討します。なお、各種事業の実施については、P24「4」各種事業・調査での環境配慮の徹底において、希少野生生物への配慮も含めた環境配慮措置の適切な運用を図ることとしています。
(2)兄島 (3)弟島	13	034	父島列島におけるオガサワラノスリの保全の必要性をふまえた記述を、長期目標、対策の方向性のそれぞれに追加(モニタリング、外来種対策の際の配慮など)。	2	ご指摘については、前掲(通し番号033)の通りです。
(6)南島	15	035	長期目標に掲げられている「海鳥類の繁殖地保全」と「生態系の再生」は、南島とその周辺海域の地質鉱物としての天然記念物指定と関係がない。	1	南島は、特異な地形・地質だけでなく、固有・希少種の生育や希少野生動物種の生息・繁殖地としても重要です。保全にあたっては、天然記念物だけではなく、国立公園の特別保護地区、森林生態系保護地域の保存地区に指定されていることにより、担保されていると考えています。
	15	036	鮫池の上陸箇所では、ボートの舳先の接岸による剥離、摩耗及び上陸者のたむろによるラビエの平坦化という「天然記念物の現状変更」が生じているため、上陸箇所の石灰岩の保護対策を行う。	1	南島では、利用ルールを策定し、利用と保全を両立を図っています。船による上陸箇所は鮫池の一部に限定することにより、無秩序な上陸を制限し、ラビエの保全を図っています。
	15	037	現行の「利用ルール」では、1日の上限人数に達しないうちに観光客を運ぼうと午前中の短時間に利用が集中することによる過剰利用や、ルート上の急な岩場の昇り降り地点で観光客が渋滞しガイドが後方の観光客の把握が出来ないなど、保全上・利用上の問題が生じている。このため、現行の「利用ルール」、「利用制限」を見直し、利用しやすかつ生態系の保全に有効なルールを検討する。	1	利用ルールの見直しについては、P28「6」適正利用・エコツーリズムの推進 今後の対応方針 自主ルール等の遵守徹底において、利用ルールを今後も適切に運用することとしており、モニタリング結果等に基づき、必要に応じて内容の変更等を検討していきます。ご指摘については、今後の検討に際して参考とさせていただきます。
	15	038	オオミズナギドリなどの海鳥類の繁殖期と入島禁止期間が一致せず、海鳥類の保全が不十分であるため、入島禁止期間を見直す。	1	現在の入島禁止期間は芝の養生期間として設定しているものです。海鳥類の保全については、利用ルールにおいて利用に関するルートや人数を制限することにより、保全を図っています。

該当箇所		通し番号	ご意見の概要	件数	対応
項目	頁数				
	(7)母島	15	039 母島がオガサワラノスリのもっとも重要な生息地の一つであり、その保全の必要性をふまえた記述を、特徴、長期目標、対策の方向性のそれぞれに追加(モニタリングなど)。特に、各種事業を行う際は、オガサワラノスリに対する立地的・时期的な配慮の徹底を図ることを明記。	1	オガサワラノスリについては、前掲(通し番号033)の通りです。
		15	040 「タイウフウトウカズラ、...等」の例示に「ホシツルラン」を明記する。	1	ご意見を踏まえて、一部(P15「(7)母島 対策の方向性 湿性高木林やモクタチバナ林、母島列島型乾性低木林の再生」の3段落目)を修正いたします。
		16	041 現状は、ははじ丸乗船時の靴底洗浄は行われていない。また、靴底洗浄の効果の検証が必要である。このため、「ははじ丸への乗・下船時の靴底洗浄を徹底して実施する」を削除する。	1	海水によるウズムシの殺虫は効果があると検証されており、靴底洗浄の取り組みは行う必要があると考えております。
	(8)向島 (9)姉島 (10)妹島 (11)姪島	16,17	042 母島列島におけるオガサワラノスリの生息とその保全の必要性をふまえた記述を、長期目標、対策の方向性のそれぞれに追加(モニタリング、外来種対策の際の配慮など)。	1	オガサワラノスリについては、前掲(通し番号033)の通りです。
	(14)北ノ島	18	043 「全体的に平坦な島」を「急斜面の草地が多い島」と改める。	1	ご意見を踏まえて、一部(P18「(14)北ノ島 特徴」1行目)を修正いたします。
(15)煤島	18	044 「全体的に平坦な島」を「断崖に挟まれた内部が凹地の島」と改める。	1	ご意見を踏まえて、一部(P18「(15)煤島 特徴」1行目)を修正いたします。	
3) 新たな外来種の侵入・拡散防止措置					
	(1)生態系の保全・管理対策及び調査・研究活動	20	045 記載されている取組などのほとんどは、公開情報で記載されているにも関わらず、該当箇所は、研究者相互のメーリングリストによる情報の共有という非公開情報となっている。そのようなメーリングリストで常に行われている注意喚起や啓発というものがあるのであれば、それを今すぐ公開した上で、それをとりまとめて可能な部分を他の主体の取組へ当てはめていくための検討をするべき。 内輸のメーリングリストというこれまでの取組、法令遵守と手続き上の指導徹底という今後の対応方針では日本の管理計画として粗末であり、その社会的責任から保全についても研究者がまず取組を進めていくことを記載するべき。	1	ご指摘については、今後、研究者との連携を強化していく中で、科学委員会等の場において検討していきます。
	(2)その他の緑化・建設事業	21	046 「これまでの取組」のうち、遺伝子攪乱が生じないようにするための配慮についての説明は、昭和末期に小笠原村が固有種オガサワラビロウの近縁種であるビロウ(八丈島産)を植栽し、学識経験者の指摘にもかかわらず現在も放置しているという現状と矛盾している。	1	該当箇所は、東京都の取組を記述しているものです。過去の植栽に関するご指摘については今後の検討課題とさせていただきます。
		21	047 「推奨樹種リスト」の区分基準を明らかにされたい。 (詳細については「推奨樹種リスト」への指摘のため省略)	1	東京都では、小笠原島内で現に生産されているもの、又は今後生産が見込まれる樹種の中から、学識経験者の意見を踏まえ、小笠原固有の生態系に悪影響を及ぼさないものを幅広く選定し、推奨樹種リストを策定しています。この推奨樹種リストは、今後の研究の進展など、状況変化を踏まえ見直しを行うもので、今後の見直しの際には、ご指摘も含めて検討いたします。
		21	048 平成20年度から始まった都道リフォーム工事では、「推奨樹種リスト」に基づき外来種ホウオウボクを主にを植樹する計画となっている。しかし、世界遺産の玄関口の湾岸通りであるため、小笠原諸島の自然を代表する海岸林の樹木(タマナ(テリハボク)、ハスノハギリ、モモタマナ、オオハマボウ、タコノキなど)により街路樹を構成することが相応しい。	1	都道リフォーム事業の内容については今回の意見募集の対象外です。東京都では前掲(通し番号047)のとおり、推奨樹種リストを策定しており、都道リフォーム事業では、小笠原街並み景観ガイドラインや東京都景観計画の中で推奨されている樹種の中から、地域住民と意見交換の上、植栽樹種を選定しております。
		21	049 「小笠原(父島・母島)における景観に配慮した公共施設整備指針」は、外来種対策だけではなく、自然環境への影響などを配慮したものであるはずであり、「2)島毎の戦略的な生態系管理」という個別各島論よりも上位に位置づけられるべきである。	1	「5. 管理の方策」では、方策毎の上位・下位の位置づけはと行わず、保護制度につづき、小笠原の主要な課題である外来種対策に関する2項目をならべ、その後一般的な事項を整理しています。ご指摘の「自然環境への配慮措置」については、P24「4) 各種事業・調査での環境配慮の徹底」に記載しています。

該当箇所		通し番号	ご意見の概要	件数	対応
項目	頁数				
(2) その他の緑化・建設事業(つづき)	21	050	「小笠原(父島・母島)における景観に配慮した公共施設整備指針」は公園の照明について「自然生態系に配慮した設備や照明器具を選択する」と言及しているが、都営住宅、保健所などの建物ライトアップに使用されている球形の全方位照明器具についても同様に対象とすべきである。	1	「小笠原(父島・母島)における景観に配慮した公共施設整備指針」の内容については今回の意見募集の対象外ですが、今後の見直しに際して参考とさせていただきます。
	21	051	東京都の「小笠原諸島の公共事業における環境配慮指針」の見直しを求める。	1	ご指摘の「環境配慮指針の見直し」については、P21「(2)その他の緑化・建設事業 今後の対応方針 指導の徹底と仕組みの充実」に記載しており、必要に応じ見直しを行うこととしています。
	21	052	東京都では「小笠原諸島の公共事業における環境配慮指針」を策定(中略)外来種の侵入・拡散防止のための配慮事項を定め(中略)「小笠原諸島における建設作業の手引き」を作成(以下略)とあるが、「建設工事など」に限られている対象を道路、公園歩道などの維持管理作業に拡大する。	1	ご指摘の「環境配慮指針の適用範囲拡大」については、P24「4)各種事業・調査での環境配慮の徹底」に、各機関が環境配慮措置の適切な運用を図ると記載しています。外来種の拡散状況などを踏まえた上で、事業実施の際に適切な措置を講じていきます。
	21	053	緑化事業により既に導入されている侵略的外来種アメリカハマグルマなどの除去を行う。	1	今後の外来種対策の具体的な進め方については、前掲(通し番号030)の通りです。
	21	054	小笠原村も「行政機関が実施する緑化事業や建設事業に関しても、東京都の事業に準じて実施していく。」という記載とあり、実施・公表を行う。	1	小笠原村の事業に関しても東京都と同様に、計画段階前での自然環境調査を行い、自然環境への影響を考慮し事業を実施していきます。
(4) 農業活動	21	055	「ミカンコミバエ(中略)モニタリング」継続しており、再侵入した場合の早期発見・初期防除が可能な体制が確保されている。」とあるが、モニタリング及び初期防除の方法について、農林水産省の行政手法と本管理計画との整合性を図る。	1	「ミカンコミバエ等の再侵入警戒調査(モニタリング)」については、現在、国内の主要な海や空港では国が、都内の主な青果市場や小笠原諸島では東京都が実施しています。都が行う調査は、農林水産省や国土交通省などの指導の下に行っており、万一侵入等があった場合には国への報告が義務付けられています。従って、農林水産省の手法と本管理計画(現行のモニタリング等)との整合性は図られているものと考えています。
	22	056	「農業が持続的に発展できる振興策を検討する」という振興策には、農業者などに「情報提供・技術指導」するだけでなく、「必要な支援を行う」と明記する。	1	ご意見については「振興策」に必要な支援も含まれると考えています。
(5) 愛玩動物・園芸植物の飼養・栽培・持込等	22	057	現行「小笠原村飼いネコ適正飼養条例」に従い、村当局による条例の規定を逸脱した規制を止め、条例を遵守した適正運用を求める。	1	小笠原村飼いネコ適正飼養条例の内容については、条例改正を含め小笠原村において検討いたします。
	23	058	島民が持込んだり、島内で種子や苗を販売している種が愛好家によって広まるだけであれば問題ないが、侵略性が高い種は規制が必要である。	1	ご指摘については、今後、地域連絡会議等で合意を図りながら、自然と共生した人の暮らしの実現の具体策を検討する中で、検討していきたいと考えています。
(6) 定期航路その他による物資や人の移動	23	059	「ニューギニアヤリガタリクズムシの母島への侵入予防措置として、ははじま丸の下船時に靴底の海水洗浄が実施されている」とあるが、その効果はあるのか。	1	海水によるウズムシの殺虫は効果があると検証されております。
4) 各種事業・調査での環境配慮の徹底	24	060	見出しの「各種事業・調査」の適用範囲が、この項の内容だけでは明確に読み取れない。「管理の目標と基本方針」(P6-7)を参照すると、保全管理対策以外の産業活動も含む目標と読めるが、それでよいか。そうであるなら、『これまでの取組と今後の対応方針』の「環境配慮事項の徹底」と「(外来種以外のリスクへの対処)」という項目立てが、適切であるのか、よく分からなかった。後者は、おそらく「今までに実施されてきた環境配慮に加え、研究が進み、淡水生態系攪乱や遺伝子攪乱に対して配慮が必要なことが新たに認知されたため、新規の環境配慮」ということではないかと思う。いずれにせよ、それとわかる章立ての必要を感じる。	1	本項目の適用範囲は、保全管理対策以外の産業活動も含まれます。外来種のリスクに対する対策については、P10～19「5. 管理の方策 2) 島毎の戦略的な生態系保全」とP20～23「同 3) 新たな外来種の侵入・拡散予防措置」に記載していますので、当該項目名は「外来種以外のリスクへの対処」としました。章立てについては、今後の管理計画の見直しに際して参考とさせていただきます。
	24	061	「東京都では「小笠原諸島の公共事業における環境配慮指針」に基づく環境配慮措置を実施してきており」とあるが、集落内(国立公園区域外、世界自然遺産対象地域外)での維持補修工事なども含めるべきである。	1	「小笠原諸島の公共事業における環境配慮指針」では、自然環境に影響のある維持補修工事も対象としています。

該当箇所		通し番号	ご意見の概要	件数	対応
項目	頁数				
4) 各種事業・調査での環境配慮の徹底(つづき)	24	062	「科学的知見に基づき個別に評価」する基準が本管理計画上で明確にならなければ、問題の先送りになってしまう。遺伝子攪乱のリスクの基準を明記すべきである。	1	遺伝子攪乱については、種、場所、保全対象などが個別の対策によって異なるため、遺産地域の管理の基本方針を示す本計画において、あらかじめ一定の基準を設けることは不可能だと考えています。個別事業においては、学識者の意見を聞き実施することについて、P29「6. 管理の体制 2) 科学的知見に基づく順応的管理体制」に記載しており、事業実施にあたって慎重に判断していきます。また、科学委員会等の場でも総合的・継続的に議論をしていきます。
5) 自然と共生した島の暮らしの実現	25	063	主語と述語の関係が不適切であるため、下記への修文を望む。 「(前文)管理機関は、以下に示す長期目標の達成を目指して、小笠原諸島に居住する島民、観光・農業・漁業など関係する事業者の深い理解と協力を促し、緊密に連携して、次に掲げる自然環境の保全・管理に係わる取組を進める。」	1	ご意見を踏まえて、一部(P25「5) 自然と共生した島の暮らしの実現」前文の3～4行目)を修正いたします。
	25	064	主語と述語の関係が不適切であるため、下記への修文を望む。 「自然と共生した島の暮らしの実現 小笠原諸島にふさわしい共生型のライフスタイルと産業の確立に向けて、島民、事業者の誰もが、小笠原諸島の有する優れた自然環境の価値とその保全・管理の必要性を正しく理解し、自然環境の保全・管理に係わる取組に参画しながら、自然とともにある豊かな暮らしを享受するために、共生型の暮らしの環境作りに努める。」	1	ご意見を踏まえて、一部(P25「5) 自然と共生した島の暮らしの実現 長期目標 自然と共生した島の暮らしの実現」)を修正いたします。
	24	065	人材の育成の対象を「子ども達」に限定することなく、広く島民を対象とすべきである。	1	ご意見については、P25「島民への普及啓発」において記載しており、この中に人材育成も含まれると考えます。
	25	066	自然を守るには「自然の中に身を置き、自然のすばらしさを体で知る人を育て増やすことが何より大切である。」*。文字や知識の必要性を否定しないが、五感を働かせて体得させる人材育成の手法の確立が必要である。世界自然遺産の核心地域やヤギやネズミなどの外来種を排除した属島など、島民の入林禁止場所を島民に見せなければ、大切さも分からないし、守ろうとする意識も起らない。	1	ご意見については、P25「ボランティアによる外来種駆除の実施」やP27「自然体験活動、ボランティア活動の推進」において、島民の属島利用についても言及しており、今後実施していきます。
	25	067	普及啓発内容は、小笠原諸島の自然と人々はどう関わってきたのかを理解する歴史と文化を含めたものとする。	1	普及啓発の具体的内容については、地域連絡会議等において合意を図りながら、今後検討を行います。ご指摘については、検討に際して参考とさせていただきます。
	25	068	「学校教育・家庭教育プログラムを企画・構築」する主体は小笠原村教育委員会とし、プログラム及び副読本の作成を行い、子ども達への教育のシステム化を図る。	1	教育プログラムの具体的内容については、地域連絡会議等において合意を図りながら、今後検討を行います。ご指摘については、検討に際して参考とさせていただきます。主体については、ご意見を踏まえて、一部(30「6. 管理の体制 3) 管理機関の体制」)を修正いたします。
	25	069	すべての項目で具体性がなすぎ、お題目で終わる可能性あり。具体的記述を。 子供への教育の実施については、たとえば副読本で環境教育についての冊子を作成する、自然観察会などを行っている団体に対して村や東京都が支援を行うなどの具体策を入れるべき。 ボランティアによる外来種駆除の実施については、現在、行われている各種の自然再生事業で、仕事として受けている島民がいるので、ボランティアが関るのはこの範囲、仕事で受ける人はこの範囲と、切り分けをはっきりしないと参加意欲に關係する。 自然と共生した産業の振興については、7～8行目の「自然と共生した産業の振興を通して、小笠原諸島の自律的な地域振興・経済発展に向けた各種の取り組みを進める」という一文の、主体はだれかが明確でない。また、世界自然遺産登録上、重要な存在となる希少生物であるオオコウモリの農業被害対策、オナガミズナギドリ、クロアシアホウドリの魚網混獲についての対策などについてどのような対応をとるのか明記すべき。	1	管理計画では管理の基本方針を示しています。管理の方策の具体策については、地域連絡会議等で検討しつつ、必要に応じて個別の計画を作成し、管理計画に位置づけていきたいと考えています。

該当箇所		通し番号	ご意見の概要	件数	対応
項目	頁数				
5)自然と共生した島の暮らしの実現(つづき)	25	070	「事業者、関係団体、行政機関、研究者などの連携・協力・指導・支援」、特に「支援」という主旨を盛り込む。	1	P25「自然と共生した産業の振興」の「小笠原諸島の自律的な地域振興・経済発展に向けた各種の取組」には、ご指摘のような趣旨も含まれています。
	25	071	島民に対する環境教育(自然保護・持続的自然利用の概念、地域の自然の価値付け、世界遺産の目的、その他ルール目的・意図など)の実施ついて、より具体的なアクションプラン、実施計画が明示されるべきである。	1	ご指摘については、前掲(通し番号069)の通りです。
	25	072	島外からの観光業者や観光客に対する環境教育プログラムもは極めて重要であり、そのためのアクションプラン、実施計画が明示されるべきである。	1	ご指摘については、前掲(通し番号069)の通りです。
	25	073	住民無視の箱庭を作るのではなく、住民の生活と共生した「里山」像を目指すべき	1	住民の自主的取組を尊重して記載をしており、今後具体的な取組を進める上でも地域連絡会議等の場で地域との合意を図ることは不可欠だと考えています。
6)適正利用・エコツーリズムの推進	26	074	エコツーリズムの基礎である地域研究のうち、未研究分野の多い歴史・文化、特に近代史(産業史を含む)、現代史(戦史を含む)の研究を進める。	1	エコツーリズム推進の具体的内容については、地域連絡会議や小笠原エコツーリズム協議会等において合意を図りながら、今後検討を行います。ご指摘については、検討に際して参考とさせていただきます。
	26	075	登録された場合、自主ルールが必要になるのは南島・石門だけではない。遊歩道であっても希少種が生息している場所は父・母ともに多いが、1日あるいはシーズンでどのくらいの立ち入り数が適正なのかという調査などは、逆に森林生態系保護地域などに指定されていないだけに、全く手つかずの場所が多いのではないかと。特に母島はガイドも遊歩道を利用しているので、観光客が増えた場合、手軽な乳房山などに人が集中することは十分に考えられる。だれもが南島と石門だけを目指すとは思えないし、海況や天候都合などでほかのエリアに人が入る機会も観光客が増えれば必ず増えるはずである。今、父・母両島でどのエリアにどのくらい人が入っているのか、今後、登録となった場合、それらの場所をどのようにして保全・管理していくのか、今から登録に向けた事業として取り組み、準備をしていくべき。	1	現在も、希少種等自然環境への影響を踏まえて、ルートを固定しての歩道整備、一部ルートでの入林者数の把握、外来種の運搬防止対策の実施などの維持管理を行っていますが、ご意見については、今後の具体的な検討に際して参考とさせていただきます。
	26	076	ガラパゴス諸島が危機遺産リストに挙げられたことをふまえ、それに対して「東洋のガラパゴス」小笠原が轍を踏まないためにどうするかを対比して記載すべき [理由]世界遺産登録がなされれば、心ない観光客による悪影響は覚悟しなければならぬ。内地および2.5時間半での啓蒙策や、島民以外がツアー申込や乗船券購入をする際に何らかのアクション(カントリーコードへの同意書サインや、カーボンオフセットのような費用負担など)を取ることも考えては。	1	管理計画については他地域との比較を行うものではありませんが、ご指摘は、今後の具体的な検討に際して参考とさせていただきます。
	27	077	「南島・石門」と「森林生態系」利用ルールを一元化する。	1	南島・石門と森林生態系保護地域全域とでは、利用内容・制限、自然環境の状況が異なるため一元化は困難だと考えていますが、活動報告の継承や講習会の同時開催など実質的に一体的に取り組んでいるところです。今後とも、利用者の便宜が図られるよう運用していきたいと考えています。
	27	078	ガイドを「自然ガイド」に制限せず、「小笠原ガイド」として養成する。そのためには、分野別(自然門=地質・地理、動物・動物生態、植物・植物生態、海洋など、文化門=歴史、文化、産業、地名など)試験制度による分野別ガイド登録制度に改める。	1	ご意見を踏まえて、一部(P27「自然ガイドによる適正利用の推進」の項目名、2段落目5行目)を修正いたします。
	27	079	島民すべてが自然ガイドであるという意識・理解の醸成を進め、とあるが、具体的にはどうした動きが行われ、その結果島民すべてが自然ガイドということになるのか、理念だけではなく具体的な内容にまで記述するべき。でないとう単なる理想論になる。たとえば、月1回、島民向けの講習会を開催するとか、冊子を作成するなど。	1	ご意見については、前掲(通し番号074)の通りです。
	27	080	「小笠原エコツーリズム協議会」を速やかに稼働させる。	1	協議会の下部組織として部会を設置しており、特に陸域の管理についてガイド制度部会とルール検討部会の合同部会において様々な課題を協議しているところです。協議会については部会での議論において課題解決の方向性が見えた段階で逐次開催の予定です。

該当箇所		通し番号	ご意見の概要	件数	対応
項目	頁数				
7) モニタリングと情報活用の推進	28	081	沿岸域・海岸に関する新たな調査とモニタリングを加えるべきである。	1	ご意見については、前掲(通し番号013)の通りです。
	28	082	世界自然遺産を目指すなら、航空路建設の検討は未来永劫白紙にすべき。また、歩道・車道の整備も、観光客より住民の自然観を無視することのないよう、整備構想の段階から住民の意見が反映される仕組みを約束すべき。	1	航空路の開設については、東京都において、パブリック・インボルブメント(PI)の手法を用いて別途検討しています。
6. 管理の体制	29	083	「管理計画の見直しは、科学委員会から科学的な助言を反映し、地域連絡会議において一定の合意を得た上で適切に見直しを行うものとする」という一文があるが、登録となった後は、ここに住民組織を加えるべきではないか。島の自然を守る主体は「島民」である。地元の自然を利用し、見続けている視点から、さまざまな島内の場所について保全や管理についての意見を持っている島民も多いはずである。そうした人々を集め、組織し、意見を出させることは、登録後にこそ重要になってくるはずである。各種自然再生事業を「下請け」するだけでなく、自主的・自律的に地元の自然を守る人の意見を言える機会をもっと取り入れるべきだ。それが無理なら、せめて一番自然と近いはずのガイド組織、または「エコツーリズム協議会」を入れるべきではないか。	1	推薦地の管理にあたっては、地域の利害関係者の意見を十分に反映させることが重要だと考えています。そのための意見調整の場である地域連絡会議の構成についても、今後、必要に応じて見直しを行います。
		084	人材育成を何処が中心に行うのか、明確にする。	1	ご意見を踏まえて、一部(30「6. 管理の体制 3」管理機関の体制)を修正いたします。
		085	イエシロアリ対策の「現地連絡体制」を設ける。	1	イエシロアリの対応については前掲(通し番号009)の通りです。ご指摘についても、今後の検討に際して参考とさせていただきます。
		086	「科学委員会」委員にコケ(地衣類を含む)、高等菌類(きのこ)、海洋生物などの分野の専門家及び気象並びにイエシロアリ研究者を加え、「科学委員会」の機能を補強する。	1	科学委員会の構成について、必要に応じて見直しを行います。
		087	林野庁・・・アカガシラカラスバト同様、林野庁はオガサワラノスリの巡視も行っているため、その明記を望む。 ・オガサワラノスリ個体群の状況を把握する役割を環境省と林野庁が連携して担うのが良いのではないか。	1	ご指摘の通り、林野庁ではオガサワラノスリの巡視やモニタリング等も行っており、これらの取組の1つとしてアカガシラカラスバトの巡視を例示し、その他の取組については「等」に含めることとしました。なお、オガサワラノスリだけではなく、小笠原の保全管理にあたっては管理機関が連携・協力して取組を実施してまいります。
		088	天然記念物の保護・管理について、小笠原村教育委員会が有する権限があるのか否かが明確でなく、権限がないのであれば、現地での権限を有する保護・管理組織(又は人)の設置が必要である。	1	現地においては、小笠原村教育委員会が天然記念物の保護・管理として管理計画に記載されている事業等を行っています。
		089	東京都が設置した「東京都レンジャー」の役割を明記する。	1	都レンジャーは東京都職員であるため、管理機関の一員として記載されている事業等に従事することになります。
その他		090	小笠原諸島の保護を行う上で、一つの島を犠牲にしても、飛行場を作るべき。その飛行場の島からヘリコプター島を利用し人の移動をするべきである。また、住民の医療体制については、自衛隊、海上保安庁との連動による、隊員の駐留による、24時間365日稼働できる体制が必要。	1	航空路の開設については、前掲(通し番号082)の通りです。
		091	具体的に今の生活と世界遺産になってからの生活(平日・休日)がどのように変わることが全く見えてこないで、わかりやすく教えてほしい。	1	推薦地は、現行の法規制の運用により保護担保しているものであり、推薦に伴って新たな法規制が加わることはありませんが、本管理計画によって自主ルールの策定など世界遺産としての価値と地域住民の皆様の生活の両立を図るためご協力いただく事項もあります。取組の具体化にあたっては、地域との合意を図りながら、検討していきます。また、分かりやすい情報提供を進めていきたいと考えています。
		092	オガサワラノスリについて、保全の必要性が認識され、関係者一同のコンセンサスを取得、アカガシラカラスバトやオガサワラオオコウモリのように、危険性のある希少種と同等の配慮が明記されることを望む。	1	現時点では、特に「外来種による脅威にさらされている」種の保全方針を中心に記載しており、その他の希少な動植物については、モニタリング等により適切に状況を把握することとしています。

該当箇所		通し番号	ご意見の概要	件数	対応
項目	頁数				
その他(つづき)		093	管理計画にはユネスコの「人間と生物圏(MAB)計画」で提唱された「生物圏保護区」の考え方を導入したゾーニングをおこない、全体計画とあわせてそれぞれのゾーニングごとに目標を定めた上で保護策を講ずるべきである。	1	小笠原の世界遺産としての価値を保全するためには、推薦地を法規制等により厳格に保護すること、その内外を含めた範囲で外来種対策などの管理対策を実施していく必要があるため、案のようなゾーニングを採用しています。
		094	小笠原諸島の海域の評価と具体的な保全管理計画を盛り込むべきである	1	海域の評価については、国内外の比較から小笠原において顕著な普遍的価値を主張するのは難しいと判断しました。一方で、海域の自然も小笠原の持つ優れた価値であり、管理計画においては、海域も管理計画の対象範囲として、p27'6)適正利用・エコツーリズムの推進」においてホエールウォッチングのルールなどを記載しています。
		095	共生した島の暮らしの中で、多様な島民のためにバリアフリーなどの趣旨を取り入れて欲しい。	1	本管理計画は遺産地域を含む小笠原諸島全体の自然環境の保全・管理を適正かつ円滑に進めるものです。ご意見については、それぞれの機関が行う各種事業において、当然配慮されるべきものであり、今後も継続して取り組んでいきます。
		096	「世界自然遺産候補地小笠原諸島生態系保全アクションプラン【管理計画別冊資料】(案)2009-07-10」P7【参考図面】父島の植生 1) 群集名「モクタチバナ - テリハコブガシ群集」は「モクタチバナ - コブガシ群集」とするのが妥当と思われる。 2) 群落名「タイミンチク群落」は「ホテイチク群落」とするのが妥当と思われる。 3) 「オオハマボウ群落」は洲崎平坦部(地峡部)の東側北部及び西側(北半部)にあり、特に西側は戦前の飛行場建設のため周囲が埋立てられ陸封されているが、小笠原諸島最大、最長の群落と思われる。植生図では「モクマオウ林」、「ギンネム群落」とされているようであるが「オオハマボウ群落」は自然植生であり、表現するのが妥当と思われる。 4) ムニンフトモモの父島での分布は10個体以上のまとまりは13地区あり、10個体以下でもまとまって目立ち、対岸や山頂から目視できる場所もある。そうした場所は(仮称)ムニンフトモモ林(群落?)と表現するのが妥当と思われる。	1	アクションプランについては今回の意見募集の対象外ですが、ご指摘を踏まえ、一部(父島の植生図)を修正いたします。
		097	「世界自然遺産候補地小笠原諸島生態系保全アクションプラン【管理計画別冊資料】(案)2009-07-10」P19【参考図面】母島の植生及び関連情報 1) 群集名「モクタチバナ - テリハコブガシ群集」は「モクタチバナ - コブガシ群集」とするのが妥当と思われる。	1	アクションプランについては今回の意見募集の対象外です。群集名については、ご指摘の群集名が記録されていないことから、慣例に従って記載しています。
		098	モニタリング対象が適切か、現行で十分かをまず把握し、欠けていると思われる。コケ(地衣類を含む)、高等菌類(きのこ)などの追加、定点気象観測点の増加・定期化などを行う。	1	推薦書については今回の意見募集の対象外ですが、ご指摘については、今後科学委員会等の場で、モニタリング項目を整理・検討する際の参考とさせていただきます。